

在留外国人のお客さまへ

～在留期間満了に伴うお手続きについて～

当金庫では、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等で求められている事項に基づき、在留外国人のお客さまの在留期間を確認させていただき、在留期間が満了したときには、在留期間の更新の有無等を確認させていただくこととしています。

そのため、在留期間を更新された場合には、在留期間満了日前に当金庫からご案内する「在留カードの在留期間確認のお願い」の「在留カード（写）送付書」に**更新後の在留カードのコピー**を貼付してご返送いただくか、**更新後の在留カード**をご持参のうえ店頭窓口でお手続きいただきますようお願いいたします。

以上の更新後の在留カードに係るお手続きを**いただけず**に**当金庫に申告**いただいている**在留期間が経過した場合は、預金規定に基づき、お取引の一部を制限させていただきます**ことがございます。

なお、口座（通帳・キャッシュカード）の譲渡や売買は違法行為となります。本国に帰国する場合等、日本国外に転出する際には、口座の解約手続きを行ってください。

お客さまには、お手数をおかけしますが、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

《ご来店でお手続きいただく場合にお持ちいただく書類》

①新しい在留期限が記載された**更新後の在留カード**（原本）

※ ご提示いただきました在留カードは、当金庫にて写しをとらせていただきます。

②預金通帳・キャッシュカード

③お届け印鑑

なお、ご不明な点等がございましたら、お取引店にお問い合わせください。

令和7年12月